

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

<b>事業名</b>	ロッテルダム条約(PIC条約)拠出金 (義務的拠出金)	担当部署	国際協力局	作成責任者			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成17年度	担当課室	地球環境課	課長 杉中 淳			
<b>会計区分</b>	一般会計	施策名	VII-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	外務省設置法第4条第3	関係する計画、通知等	ロッテルダム条約第18条第4項及び第1回締約国会議決定				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	本条約は、有害な化学物質の適正な管理を行うことを目的として、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、右情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重して対応する、という手続を策定したものである。本条約事務局の活動を支援することは、締約国の責務であるとともに、化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮することが可能となる。						
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	1996年9月にロッテルダムで開催された外交会議においてロッテルダム条約が採択された。2004年2月24日に発効し(我が国は同年6月に締結)、2010年6月現在73ヶ国が署名、134ヶ国が締結している。条約事務局の機能は、ジュネーブのUNEPケミカル及びローマのFAO事務局によって提供されている。条約事務局の以下の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。 (1) 締約国会議、補助機関会合の準備及び役務の提供 (2) 締約国の本条約遂行に必要な支援の提供 (3) 他の関係国際機関・団体の事務局との調整 (4) 本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行など						
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	37	35	34	22	22
		補正予算	-	-	-	-	-
		繰越し等	-	-	-	-	-
		計	37	35	34	22	-
	執行額	37	35	34	-	-	
執行率(%)	100%	100%	100%	-	-		
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	条約の下で、締約国が有害化学物質の輸出入に関する情報交換の推進と、各国における輸出入に関する意思決定手続きの策定に向けた締約国の活動を支援した。148ヶ国が加盟。	成果実績		28種の有害化学物質につき、173カ国の締約国間の輸出入に際し、事前のかつ情報に基づく手続きを義務づけている。2010年までに、837件の輸入意思回答が提出された。			
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	締約国会議(COP)及び化学物質審査委員会の開催支援、回章の発出、各国担当者用解説書の作成等の活動のために使用された。	活動実績 (当初見込み)		化学物質審査委員会、専門家会合2件、途上国向けワークショップ1件を開催。解説書の作成、回章の発出。	拡大合同COP、化学物質審査委員会、途上国向けワークショップ1件を開催。	第5回締約国会議、化学物質審査委員会を開催	( )
<b>単位当たりコスト</b>	(1)次回締約国会議(2013年)の開催準備(スイス・ジュネーブで5日間):495,202米ドル (2)化学物質審査委員会開催(スイス・ジュネーブで5日間):433,569米ドル (3)出版物経費(電子版含む):19,150米ドル (4)条約実施担当向け資料集作成:118,919米ドル (5)データベース・回章維持経費:40,000米ドル		算出根拠	第5回締約国会議決定14(2012-2013年PIC条約信託基金(RC基金)予算)に基づき記載。			
<b>平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)</b>	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	ロッテルダム条約(PIC条約)拠出金	22	22				
	計	22	22				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	ロッテルダム条約の下で、我が国を含む締約国が、有害化学物質の国際貿易に際し、事前かつ情報に基づく同意の手続をとるために必要な活動に使用されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・用途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	ロッテルダム条約の下で規制対象となっている有害物質の国際貿易が適切に行われるためのガイドライン、ツールキット等の作成、途上国の活動に対する支援、事務局の活動経費等、条約の目的に即し真に必要な用途に限定して支出している。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	ロッテルダム条約は、規制対象となる有害化学物質の国際貿易に際し、事前かつ情報に基づく同意の手続をとるために、締約国における当該物質の取り扱いに関する情報共有、輸出に際しての通報手続等を定めており、我が国を含む締約国は、国内法制の整備等を通じて、これらの義務を着実に遵守している。また、規制対象物質は、採択当時26物質(1998年)であったが、その後、条約の下部機関における審査・検討を経て、32物質へと増加している(2012年)。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	(1)第5回締約国会議(2011年6月)において2012年及び2013年の予算審議が行われ、当初、条約の規制対象物質増加に伴う事務局の作業量増大等を背景として、対前2か年比9.3%増の予算案が示されていたが、各国の厳しい財政状況を踏まえ、日本から必要最不可欠な活動のみに予算措置を行うべきである等主張した結果、対前2か年比マイナス4.5%の予算案で合意した。 (2)PIC条約は、バーゼル条約及びPOPs条約との協力及び連携のプロセスが進展しており、2011年4月に3条約共同事務局が発足、事務局運営経費などの項目で大幅な効率化を実現した。
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		53	平成23年行政事業レビュー 45